

原議保存期間	3年(平成33年3月31日まで)
有効期間	二種(平成31年3月31日まで)

各管区警察局広域調整担当部長
警視庁交通部長
各道府県警察本部長
各方面本部長
殿

警察庁丁運発第191号
平成29年12月12日
警察庁交通局運転免許課長

指定自動車教習所の教習の標準における「オートマチック車の急加速と急発進時の措置」の「キックダウンの仕方」の教習について

指定自動車教習所における教習方法等については、「指定自動車教習所の教習の標準について（通達）」（平成28年12月27日付け警察庁丙運発第56号）をもって通知しているところであり、同通達中「オートマチック車の急加速と急発進時の措置」における「キックダウンの仕方」の教習については、これまで、実際に急にアクセルペダルを踏み込ませ、自動的に低速のギアに切り替わることを体感させることとしている。

しかしながら、近年、いわゆるCVT車やギアが多段化した車両が普及し、キックダウンを体感することが困難な場合もある。このため、今後、「キックダウンの仕方」の教習内容については、CVT車等を使用して急加速の仕方を教習することにより実施しても差し支えないこととするので、通知する。

なお、CVT車等を用いて教習する場合には、アクセルペダルをいっぱい踏み込むことで自動的に低速ギアに切り替わり、急加速する車種があることについても、指導をすることとされたい。